



厚生労働省発老0117第1号

平成30年1月17日

社会保障審議会

会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣

加藤 勝信

諮問書

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第4項、第78条の4第4項、第81条第4項、第88条第4項、第97条第5項、第115条の4第4項、第115条の14第4項及び第115条の24第4項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第3項並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第15条の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員



及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）を別紙 1 のとおり改正し、並びに介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（仮称）を別紙 2 のとおり制定することについて貴会の意見を求めます。